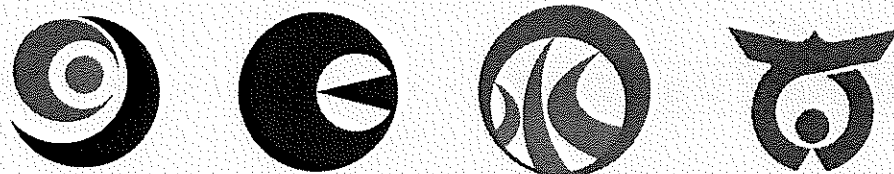


**玉名圏域定住自立圏共生ビジョン**  
**(平成29～33年度)**

(案)



**熊本県玉名市**

目 次

<b>1 定住自立圏及び圏域を形成する市町の名称</b> . . . . .	2
(1) 定住自立圏の名称	
(2) 圏域を形成する市町の名称	
<b>2 圏域の概況</b> . . . . .	3
(1) 玉名圏域の概況	
(2) 構成市町の概況	
(3) 都市機能の集積状況	
<b>3 圏域の将来像</b> . . . . .	20
<b>4 定住自立圏共生ビジョンの期間</b> . . . . .	21
<b>5 定住自立圏共生ビジョンの進捗管理</b> . . . . .	21
<b>6 定住自立圏形成協定に基づく具体的取組</b> . . . . .	22
1 生活機能の強化に係る政策分野	
2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	
3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
<b>7 資料</b> . . . . .	
(1) 玉名圏域定住自立圏形成の経緯	
(2) 中心市宣言	
(3) 玉名圏域定住自立圏形成協定書	
(4) 玉名圏域定住自立圏形成推進会議規約	
(5) 玉名圏域定住自立圏形成推進会議推進体制	
(6) 玉名圏域定住自立圏形成ビジョン懇談会委員名簿	

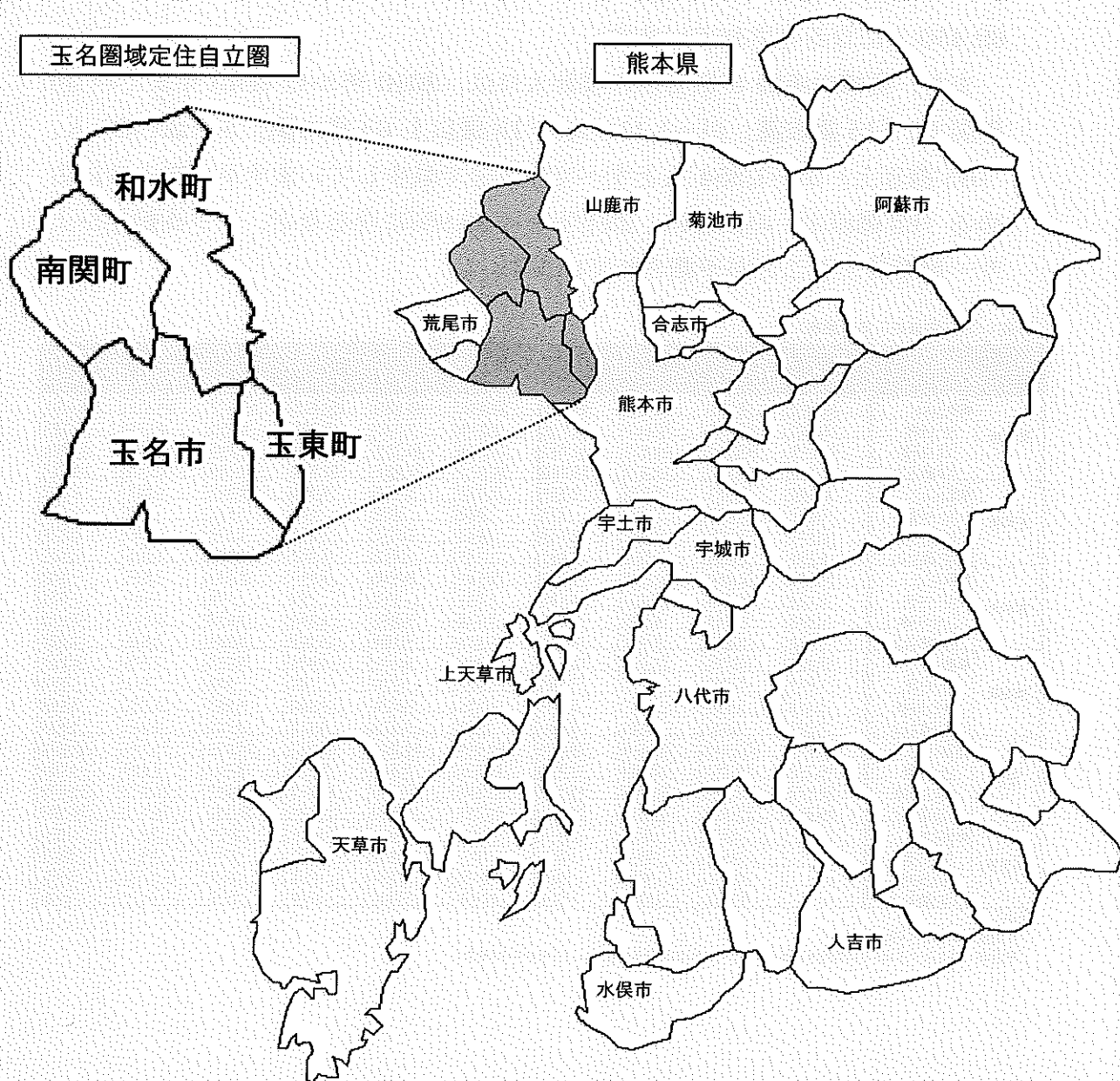
# 1 定住自立圏及び圏域を形成する市町の名称

## (1) 定住自立圏の名称

玉名圏域定住自立圏

## (2) 圏域を形成する市町の名称

玉名市、玉東町、和水町、南関町



## 2 圏域の概況

### (1) 玉名圏域の概況

#### ① 人口

##### ア 人口の推移

圏域の総人口は、1995年（平成7年）の103,916人から2010年（平成22年）には96,906人と、15年間で約7,000人減少しています。国全体で人口が減少していることを考慮すると、今後も人口減少傾向が続くことが予測され、国立社会保障・人口問題研究所の報告によると、2040年の推計人口は69,450人になるとされています。

また、圏域の年齢3区分別の推計人口は、2010年から2040年までの30年間で、「15歳未満」が-5,114人、「15歳以上65歳未満」が-20,788人、「65歳以上」が-1,554人とすべての区分で減少していますが、総人口に占める「65歳以上」の割合は、29.5%から38.9%になるなど、少子高齢化がより一層進展することが予測されています。

〈図表1 玉名圏域の人口の推移〉

		実績値				推計値					
		1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
玉名市	総数(人)	72,900	73,051	71,851	69,541	66,815	63,933	60,821	57,629	54,411	51,091
	0-14歳	11,645	11,356	10,071	9,110	8,189	7,322	6,608	6,065	5,720	5,393
	15-64歳	41,348	45,153	43,419	41,067	37,814	34,750	32,285	30,265	28,406	26,366
	65歳以上	12,741	16,532	18,319	19,365	20,812	21,861	21,928	21,299	20,285	19,332
玉東町	総数(人)	6,038	5,781	5,626	5,554	5,347	5,120	4,865	4,604	4,351	4,112
	0-14歳	1,007	862	726	719	689	624	559	521	496	471
	15-64歳	3,797	3,529	3,319	3,142	2,887	2,677	2,554	2,378	2,250	2,134
	65歳以上	1,234	1,390	1,581	1,692	1,771	1,819	1,752	1,705	1,605	1,507
和水町	総数(人)	12,902	12,390	11,900	11,247	10,587	9,899	9,217	8,570	7,974	7,382
	0-14歳	2,138	1,753	1,402	1,184	1,031	910	796	726	682	631
	15-64歳	7,345	6,791	6,430	6,009	5,433	4,835	4,359	3,950	3,657	3,415
	65歳以上	3,419	3,846	4,067	4,054	4,123	4,154	4,062	3,894	3,635	3,336
南関町	総数(人)	12,076	11,821	11,203	10,564	9,901	9,271	8,624	8,016	7,448	6,865
	0-14歳	1,951	1,790	1,477	1,185	961	830	752	689	641	589
	15-64歳	7,154	6,681	6,217	5,949	5,454	4,925	4,450	4,067	3,762	3,464
	65歳以上	2,971	3,350	3,506	3,430	3,486	3,516	3,422	3,260	3,045	2,812
合計	総数(人)	103,916	103,043	100,580	96,906	92,650	88,223	83,527	78,819	74,184	69,450
	0-14歳	16,741	15,761	13,676	12,198	10,870	9,686	8,715	8,001	7,539	7,084
	15-64歳	59,644	62,154	59,385	56,167	51,588	47,187	43,648	40,660	38,075	35,379
	65歳以上	20,365	25,118	27,473	28,541	30,192	31,350	31,164	30,158	28,570	26,987
増減率	総数(%)	—	99.2	97.6	96.3	95.6	95.2	94.7	94.4	94.1	93.6
	0-14歳	—	94.1	86.8	89.2	89.1	89.1	90.0	91.8	94.2	94.0
	15-64歳	—	104.2	95.5	94.6	91.8	91.5	92.5	93.2	93.6	92.9
	65歳以上	—	123.3	109.4	103.9	105.8	103.8	99.4	96.8	94.7	94.5

(出典)

実績値：総務省「国勢調査」

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成25年3月推計)」

## イ 人口動態

1995年(平成7年)から2015年(平成27年)にかけての自然増減数(出生数と死亡数の差)は、1995年(平成7年)の玉名市と玉東町以外、いずれも減少し、圏域全体で見ても減少数は増大しています。同様に社会増減数(転入者数と転出者数の差)についても、2005年(平成17年)の玉東町、2010年(平成22年)の玉東町と南関町以外、いずれも減少しています。

また、圏域全体の自然増減数と社会増減数との和である人口動態については、いずれも減少しています。

〈図表2 玉名圏域の人口動態〉

		1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
玉名市	社会増減(人)	▲ 82	▲ 131	▲ 354	▲ 212	▲ 250
	転入者数	2,830	2,807	2,536	1,786	1,977
	転出者数	2,912	2,938	2,890	1,998	2,227
	自然増減(人)	21	▲ 24	▲ 210	▲ 248	▲ 327
	出生数	719	635	559	542	545
	死亡数	698	659	769	790	872
玉東町	社会増減(人)	▲ 19	▲ 1	9	55	▲ 21
	転入者数	202	176	178	191	157
	転出者数	221	177	169	136	178
	自然増減(人)	0	▲ 39	▲ 28	▲ 35	▲ 42
	出生数	49	26	39	39	37
	死亡数	49	65	67	74	79
和水町	社会増減(人)	▲ 36	▲ 18	▲ 77	▲ 45	▲ 65
	転入者数	393	386	303	281	271
	転出者数	429	404	380	326	336
	自然増減(人)	▲ 47	▲ 95	▲ 109	▲ 97	▲ 113
	出生数	99	61	70	65	65
	死亡数	146	156	179	162	178
南関町	社会増減(人)	▲ 5	▲ 26	▲ 71	34	▲ 49
	転入者数	414	443	325	351	311
	転出者数	419	469	396	317	360
	自然増減(人)	▲ 37	▲ 57	▲ 79	▲ 84	▲ 70
	出生数	100	94	80	65	78
	死亡数	137	151	159	149	148
合計	社会増減(人)	▲ 142	▲ 176	▲ 493	▲ 168	▲ 385
	転入者数	3,839	3,812	3,342	2,609	2,716
	転出者数	3,981	3,988	3,835	2,777	3,101
	自然増減(人)	▲ 63	▲ 215	▲ 426	▲ 464	▲ 552
	出生数	967	816	748	711	725
	死亡数	1,030	1,031	1,174	1,175	1,277
	人口動態	▲ 205	▲ 391	▲ 919	▲ 632	▲ 937

出典：熊本県「熊本県推計人口調査」

## ウ 世帯数

世帯数の経年変化をみると、玉名圏域全体では1995年（平成7年）から2010年（平成22年）までの15年間で約3,000世帯が増加しています。一方で、同期間の世帯人員は、減少傾向が続いていることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

〈図表3 玉名圏域の世帯数と1世帯当たりの人員の推移〉

	世帯数				1世帯当たりの人員			
	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)
玉名市	21,459	23,089	23,721	24,344	3.40	3.16	3.02	2.85
玉東町	1,730	1,750	1,778	1,825	3.49	3.30	3.16	3.04
和水町	3,681	3,680	3,687	3,624	3.51	3.37	3.23	3.10
南関町	3,557	3,651	3,645	3,681	3.39	3.24	3.07	2.87
圏域計	30,427	32,170	32,831	33,474	3.42	3.20	3.06	2.89

出典：総務省「国勢調査」

単位：世帯数＝世帯、1世帯当たりの人員＝人

## ② 産業

### ア 就業人口

2010年（平成22年）国勢調査の就業人口は、圏域全体で約4.5万人となっています。

その構成比は、県全体と比較すると第1次産業と第2次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低くなっています。特に、工業団地を有する南関町において第2次産業の割合が他の市町よりも高くなっています。

〈図表4 玉名圏域の産業別就業人口〉

	就業人口 (人)				構成比 (%)		
	合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
玉名市	31,964	5,426	8,310	17,883	17.2	26.3	56.6
玉東町	2,711	653	630	1,428	24.1	23.2	52.7
和水町	5,333	1,165	1,395	2,731	22.0	26.4	51.6
南関町	5,055	858	1,649	2,520	17.1	32.8	50.1
圏域計	45,063	8,102	11,984	24,562	18.1	26.8	55.0
熊本県	834,244	85,007	171,899	555,227	10.5	21.2	68.4

出典：総務省「平成22年国勢調査」

## イ 産業構造

圏域内総生産の県内シェアは、4.7%であり、産業別では、第1次産業のシェアが相対的に特に高くなっています。

圏域市町における産業構造は、県全体と比較して第1次産業の占める割合が高いことが特徴ですが、南関町では第2次産業の割合が高い一方で、第1次産業及び第3次産業の構成比が低くなっています。

〈図表5 玉名圏域の産業別総生産〉

	総生産額 (百万円)				構成比 (%)		
	合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
玉名市	179,259	15,693	37,285	124,957	8.8	21.0	70.2
玉東町	12,144	1,219	3,360	7,476	10.1	27.9	62.0
和水町	32,019	2,717	12,012	17,054	8.5	37.8	53.7
南関町	40,787	1,397	23,636	15,452	3.5	58.4	38.2
圏域計	264,209	21,026	76,293	164,939	8.0	29.1	62.9
熊本県	5,645,323	189,382	1,285,738	4,128,506	3.4	22.9	73.7
県内シェア(%)	4.7	11.1	5.9	4.0			

出典：熊本県「平成24年度市町村民所得推計報告書」

注：産業別の金額は、関税等加除前の額であるため、その合計額は総額とは一致しない。

## ウ 製造業

圏域には、インターチェンジが近い交通の利便性もあって、規模の大きな従業者数300人以上の事業所3件を含め130件が立地しています。

なかでも、工業団地を有する南関町において、事業所数、従業者数、製造品出荷額が高くなっています。

〈図表6 玉名圏域の製造業の状況〉

	事業所数			従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
	計	内従業者			
		30人~299人	300人以上		
玉名市	68	18	2	2,616	4,769,955
玉東町	6	1	-	193	270,010
和水町	21	7	1	1,204	2,714,511
南関町	35	13	-	2,036	5,562,972
圏域計	130	39	3	6,049	13,317,448
熊本県	2,119	459	45	89,637	247,403,545
県内シェア(%)	6.1	8.5	6.7	6.7	5.4

出典：経済産業省「平成26年工業統計調査」

## エ 農業

本圏域における農家数は、県全体と比較すると、玉名市で専業農家の占める割合が高く、玉東町、和水町及び南関町では兼業農家の占める割合が高い傾向となっています。(図表7)

また、農家数が減少する中で、経営規模が5ヘクタール以上の農家は増加するなど、経営の大規模化が進んでいます。(図表8)

〈図表7 玉名圏域の販売農家数〉

(単位：戸)

	販売農家数	専業農家	(割合)	兼業農家	兼業農家	
					第1種兼業農家	第2種兼業農家
玉名市	2,555	1,207	47.2%	1,348	398	950
玉東町	315	123	39.0%	192	67	125
和水町	826	297	36.0%	529	109	420
南関町	664	217	32.7%	447	61	386
圏域計	4,360	1,844	42.3%	2,516	635	1,881
熊本県	40,103	16,927	42.2%	23,176	6,277	16,899
県内シェア(%)	10.9	10.9		10.9	10.1	11.1

出典：農林水産省 「2015年農林業センサス」

〈図表8 玉名圏域の経営耕地規模別農家数の状況〉

(単位：戸)

	調査年	販売農家数	経営耕地規模別農家数						
			0.5ha未満	0.5ha以上 1.0ha未満	1.0ha以上 2.0ha未満	2.0ha以上 3.0ha未満	3.0ha以上 5.0ha未満	5.0ha以上	うち10ha以上
玉名市	H22(2010)	2,959	467	991	855	313	239	94	33
	H27(2015)	2,555	404	746	780	286	216	123	36
	増減	-404	-63	-245	-75	-27	-23	29	3
玉東町	H22(2010)	344	36	88	101	60	46	13	2
	H27(2015)	315	48	70	93	51	39	14	2
	増減	-29	12	-18	-8	-9	-7	1	0
和水町	H22(2010)	998	169	417	285	64	38	25	4
	H27(2015)	826	161	309	222	67	41	26	5
	増減	-172	-8	-108	-63	3	3	1	1
南関町	H22(2010)	823	152	370	225	59	12	5	0
	H27(2015)	664	127	276	203	34	19	5	1
	増減	-159	-25	-94	-22	-25	7	0	1
圏域計	H22(2010)	5,124	824	1,866	1,466	496	335	137	39
	H27(2015)	4,360	740	1,401	1,298	438	315	168	44
	増減	-764	-84	-465	-168	-58	-20	31	5
熊本県	H22(2010)	46,480	7,394	14,138	13,785	5,690	3,635	1,838	298
	H27(2015)	40,103	6,230	11,420	11,770	5,178	3,464	2,041	379
	増減	-6,377	-1,164	-2,718	-2,015	-512	-171	203	81

出典：農林水産省 「2010年農林業センサス」、「2015年農林業センサス」



## オ 商業

2007年（平成17年）と2014年（平成26年）を比較すると、圏域の卸売業は、事業所数・従業者数が20%前後も減少し、販売額も3.8%減少しています。また、圏域の小売業は、事業所数・従業者数が30%前後、販売額も20%超と大きく減少する一方で、売場面積は5.5%の減少と小さいことから、個人商店等の規模が小さな店舗の減少が進んでることがうかがえます。

〈図表9 五名圏域の卸売業・小売業の状況〉

	調査年	卸売業			小売業			
		事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
五名市	H19(2007)	131	747	31,920	698	3,918	57,914	81,956
	H26(2014)	94	528	26,428	491	2,803	47,410	84,445
	増減	-37	-219	-5,492	-207	-1,115	-10,504	2,489
		-28.2%	-29.3%	-17.2%	-29.7%	-28.5%	-18.1%	3.0%
玉東町	H19(2007)	9	45	745	58	277	4,063	5,299
	H26(2014)	7	35	1,189	27	118	1,104	801
	増減	-2	-10	444	-31	-159	-2,959	-4,498
		-22.2%	-22.2%	59.6%	-53.4%	-57.4%	-72.8%	-84.9%
和水町	H19(2007)	11	57	1,092	120	515	5,920	7,939
	H26(2014)	21	103	2,848	73	298	3,047	4,725
	増減	10	46	1,756	-47	-217	-2,873	-3,214
		90.9%	80.7%	160.8%	-39.2%	-42.1%	-48.5%	-40.5%
南関町	H19(2007)	14	61	827	135	624	5,700	10,194
	H26(2014)	14	39	2,806	99	520	5,890	9,610
	増減	0	-22	1,979	-36	-104	190	-584
		0.0%	-36.1%	239.3%	-26.7%	-16.7%	3.3%	-5.7%
圏域計	H19(2007)	165	910	34,584	1,011	5,334	73,597	105,388
	H26(2014)	136	705	33,271	690	3,739	57,451	99,581
	増減	-29	-205	-1,313	-321	-1,595	-16,146	-5,807
		-17.6%	-22.5%	-3.8%	-31.8%	-29.9%	-21.9%	-5.5%
熊本県	H19(2007)	4,170	36,478	2,197,646	18,806	113,657	1,752,693	2,354,766
	H26(2014)	3,509	28,221	2,052,434	12,908	84,868	1,617,477	2,232,824
	増減	-661	-8,257	-145,212	-5,898	-28,789	-135,216	-121,942
		-15.9%	-22.6%	-6.6%	-31.4%	-25.3%	-7.7%	-5.2%
県内シェア	H19(2007)	4.0%	2.5%	1.6%	5.4%	4.7%	4.2%	4.5%
	H26(2014)	3.9%	2.5%	1.6%	5.3%	4.4%	3.6%	4.5%

出典：経済産業省 「平成19年、平成26年商業統計」

## カ 観光

平成27年(2015年)の観光客数の状況は、県全体で日帰り客・宿泊客とも前年比で増加していますが、圏域においては、宿泊客は増加しているものの、日帰り客は小幅ながら減少しています。

ただ、圏域では、和水町にビジネスホテルが開業したほか、玉名市や南関町においても外国人宿泊客によるインバウンド需要の伸びが大きかったことなどにより、県全体よりも宿泊客の増加率が大きくなっています。

<図表10 玉名圏域の観光客数の状況>

(単位：人)

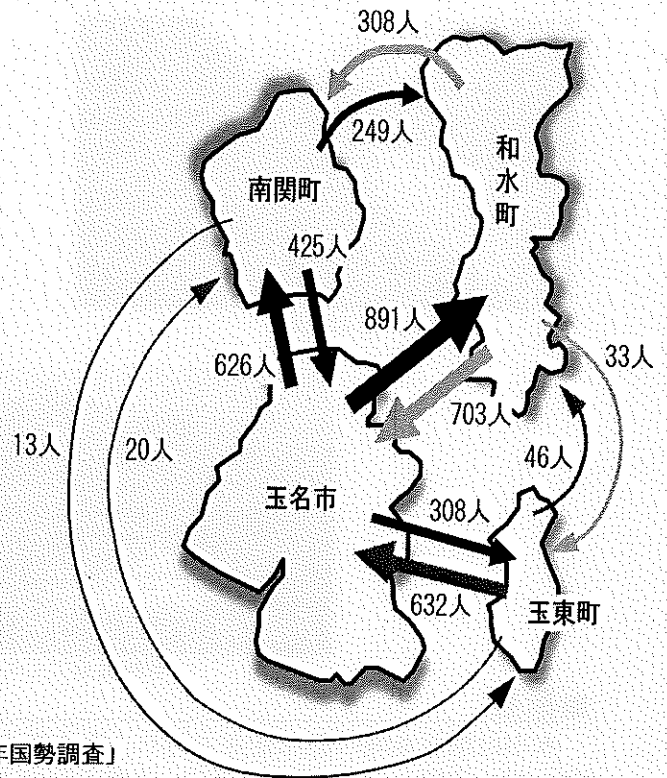
	調査年 (1~12月)	日帰り客			宿泊客			
		県内	県外	総数	県内	県外	総数	うち外国人
玉名市	H26(2014)	1,634,565	733,469	2,368,034	26,948	73,794	100,742	1,031
	H27(2015)	1,462,121	733,315	2,195,436	31,693	75,388	107,081	2,247
	対前年比	89.5%	100.0%	92.7%	117.6%	102.2%	106.3%	217.9%
玉東町	H26(2014)	94,777	4,974	99,751	0	0	0	0
	H27(2015)	97,375	4,962	102,337	0	0	0	0
	対前年比	102.7%	99.8%	102.6%				
和水町	H26(2014)	242,564	371,184	613,748	154	65	219	0
	H27(2015)	237,987	381,745	619,732	2,148	4,016	6,164	11
	対前年比	98.1%	102.8%	101.0%	1394.8%	6178.5%	2814.6%	
南関町	H26(2014)	387,519	673,721	1,061,240	4,771	96,997	101,768	29,480
	H27(2015)	435,173	645,489	1,080,662	3,975	114,186	118,161	50,433
	対前年比	112.3%	95.8%	101.8%	83.3%	117.7%	116.1%	171.1%
圏域計	H26(2014)	2,359,425	1,783,348	4,142,773	31,873	170,856	202,729	30,511
	H27(2015)	2,232,656	1,765,511	3,998,167	37,816	193,590	231,406	52,691
	対前年比	94.6%	99.0%	96.5%	118.6%	113.3%	114.1%	172.7%
熊本県	H26(2014)	31,153,194	20,911,635	52,064,829	1,073,058	5,851,179	6,924,237	483,891
	H27(2015)	31,572,549	20,948,882	52,521,431	1,087,499	6,114,715	7,202,214	643,831
	対前年比	101.3%	100.2%	100.9%	101.3%	104.5%	104.0%	133.1%
県内シェア	H26(2014)	7.6%	8.5%	8.0%	3.0%	2.9%	2.9%	6.3%
	H27(2015)	7.1%	8.4%	7.6%	3.5%	3.2%	3.2%	8.2%

### ③ 通勤通学状況

圏域の各市町に常住する住民が圏域内の他市町へ通勤・通学している状況を見ると、玉東町、和水町、南関町は玉名市へ通勤・通学する人数が最も多くなっています。一方、玉名市からは和水町へ通勤・通学する人数が最も多く、次いで南関町、玉東町の順となっています。

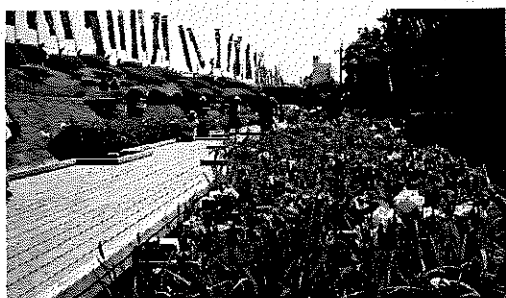
また、和水町と南関町との相互においても、通勤・通学する人数が 250 ～300 人前後あり、比較的多い状況です。

〈図表 11 通勤・通学の状況〉



出典：総務省「平成 22 年国勢調査」

## (2) 構成市町の概況



高瀬裏川水際緑地



草枕温泉てんすい

### ■概要

本市は県北地域の拠点都市であり、熊本都市圏と福岡都市圏の間に位置し、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々など、豊かな自然による農水産物が盛んな地域へ発展してきました。

1,300余年の歴史と優秀な泉質を誇る玉名温泉や、夏目漱石ゆかりの小天温泉をはじめ、装飾古墳など歴史文化の観光資源を有し、山鹿、菊池との連携による広域観光エリアの拠点としての発展も期待されます。

市には、九州新幹線新玉名駅のほかJR鹿兒島本線に玉名駅をはじめ3つの駅があります。さらに、九州自動車道や有明フェリーが近隣に有するなど広域交通の便にも恵まれています。

### ■目指すまちづくり

～人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名～  
市民はもちろんのこと、市を訪れる全ての人々が、この地の豊かな自然を舞台にして輝くまち。

子どもから若者、お年寄りまでいろいろな世代の人が、心やさしく元気で安心して暮らせるまち、助け合いながら住み続けられるまち、訪れる人をあたたかくお迎えするまち。

本市は、「人」と「自然」を大事にして、ここに暮らす人、働く人、訪れる人が幸せになるまちづくりを目指します。



たまなし

# 玉名市

HP <http://www.city.tamana.lg.jp/>

#### ◇ 主要施策

- ・自治基本条例に基づく協働のまちづくりの推進
- ・玉名地域医療体制づくりの推進
- ・企業誘致の積極的な推進
- ・市民サッカー場の新設
- ・市民会館の建替え
- ・「玉名学」の推進
- ・新玉名駅周辺整備の推進
- ・拠点地域形成に向けた定住の促進
- ・岱明玉名線の全線開通

#### 主要データ

- 人口 67,611人  
(平成28年4月末 住民基本台帳)
- 世帯数 26,985世帯  
(平成28年4月末 住民基本台帳)
- 面積 152.56 km<sup>2</sup> (H26.10)
- 高齢化率 31.4% (H28.4)
- 市の花 肥後花しょうぶ
- 市の木 小岱松
- 市の鳥 しらさぎ
- 主な名所  
玉名温泉、草枕温泉てんすい、高瀬裏川水際緑地、前田家別邸、草枕交流館、蓮華院誕生寺奥之院、史跡「名刀同田貫跡」蛇ヶ谷公園、石貫ナギノ横穴群、大坊古墳、市立歴史博物館、高瀬蔵、鍋松原海水浴場
- 主な特産品  
いちご、みかん、トマト、有明海苔、アサリ、高瀬しほり、高瀬飴、松の雪
- 沿革  
平成17年10月3日に玉名市、岱明町、横島町、天水町の1市3町が合併、市制施行



子育て世代に人気のオレンジタウンの街並み



日本一の栽培面積を誇るハニーローザ



ハニーローザアイスクリーム

(22年度熊本県優良新商品表彰事業金賞)

## ■概要

荒尾・玉名地域の東南に位置し、熊本市・玉名市と隣接し町中心部を九州新幹線やJR鹿兒島本線、国道208号が平行して東西に走っています。

木葉駅を中心とした北側を町のシンボル事業と位置付け、商業・文化交流施設や広場などの整備し、地理的な条件と交通の利便性を生かした定住促進住宅用地の整備・分譲を進めつつ、子育て支援や高齢者の生きがいがづくり、住民の健康増進などに力を入れ、暮らしやすいまちづくりを進めています。

町の基幹産業である農業においては、温暖な気候に加え肥沃な土壌という恵まれた環境が、みかんをはじめ数多くの農産物を産出、なかでもスモモの一種であるハニーローザは生産量日本一を誇り、加工品のアイスクリームは高い評価を受けています。

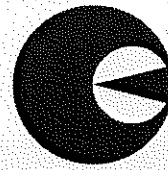
また、町内には近代日本の幕開けとなった西南戦争遺跡群(7ヶ所)が点在し、平成25年3月に国史跡に指定され、高い関心を集めています。

## ■目指すまちづくり

～町民一人ひとりが誇りと愛着を持てるまちづくり～

①個性が光る賑わいのまちづくり(木葉駅周辺開発等)、②暮らしと安全を守るまちづくり(防災・防犯の強化)、③“健康”長寿のまちづくり(健康・福祉施策の充実)、④子育てしやすいまちづくり(子育て支援・教育の強化)、⑤働く喜びを実感できるまちづくり(農商工の連携と振興)、この5つを柱とし、町民一人ひとりがこの町に誇りと愛着を持てるまちづくりを進めています。

ぎょくとうまち



# 玉東町

HP

<http://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/>

### ◇ 主要施策

- ・木葉駅前(北側)及び周辺開発
- ・吉次峠・半高山カントリーパーク整備事業
- ・各種子育て支援事業
- ・教育環境の充実
- ・地区サロン等介護予防事業の推進
- ・農業後継者の育成
- ・ハニーローザ高品質化の促進
- ・県道部田見木葉線改良事業(道路拡幅、歩道の新設)の推進

### 主要データ

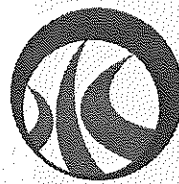
- 人口 5,454人  
(平成28年4月末 住民基本台帳)
- 世帯数 1,990世帯  
(平成28年4月末 住民基本台帳)
- 面積 24.33 km<sup>2</sup>
- 高齢化率 33.4% (H28.4)
- 町の花 みかんの花
- 町の木 いちょう
- 町の鳥 うぐいす
- 主な名所 吉次峠、半高山、横平山、高月・宇蘇浦官軍墓地、年の神公園、ふれあいの丘交流センター
- 主な特産品 みかん、なし、すいか、ハニーローザ(スモモ)、木葉猿
- 沿革 昭和30年3月1日に木葉村と山北村が合併。昭和42年4月1日に町制施行



国指定史跡「江田船山古墳」(江田船山古墳公園)



国指定史跡「田中城跡」



なごみまち

# 和水町

HP <http://www.town.nagomi.lg.jp/>

## ◇ 主要施策

- ・企業誘致による地場産業の育成
- ・農業の6次産業化による雇用の創出
- ・子育て支援の充実
  - 高校生まで医療費の無料化
  - 出生祝金支給等
  - 各種予防接種の助成
  - 多子世帯子育て支援 等
- ・移住・定住対策の推進
  - 空き家バンク制度
  - 新婚さん定住促進奨励金
  - 新築住宅の固定資産減免制度 等
- ・新規就農者対策支援

## ■ 概要

熊本県の北西部、九州の中心部に位置し、菊池川と緑の山々に囲まれ、のどかな農村が広がる自然豊かな町です。九州縦貫自動車道菊水ICを有し、九州新幹線新玉名駅からも程近く、福岡・熊本都市圏、更には関西都市圏等への交通アクセスに大変恵まれています。

産業面では、物流の優位性を活かした精密機械や電装部品の製造、九州屈指の泉質を誇る三加和温泉、豊かな自然の下で生産される多くの農産物など、多彩な産業が営まれており、更には、江田船山古墳、田中城跡、豊前街道腹切坂を代表とする、数多くの文化財や歴史資源にも恵まれています。これらを礎とし、熊本県北の玄関口として、今後も更なる発展を目指します。

## ■ 目指すまちづくり

ゆめ

～希望あふれ、人と地域が輝くまち～

豊かな自然と先人たちが築いてきた歴史を舞台に、多彩な光を放ち、夢と希望が広がるまちづくりを推進します。

### ●心豊かな人が育つまちづくり

郷土に誇りを持ち、地域を支える人材や組織が育つまちづくり。

### ●共生と優しさのまちづくり

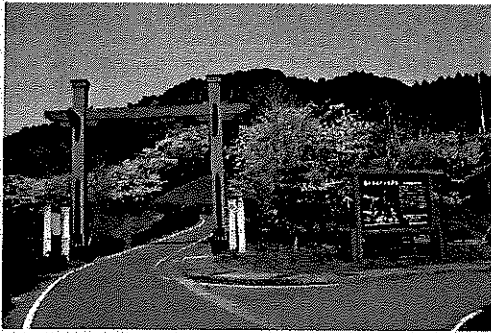
自然と共生し、歴史や文化が継承され、人と環境に優しいまちづくり。

### ●活力あるまちづくり

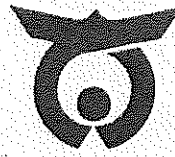
個性と魅力を発進して、人・物・情報の交流が活発に行われ、飛躍するまちづくり。

## 主要データ

- 人口 10,630人  
(平成28年4月末 住民基本台帳)
- 世帯数 3,890世帯  
(平成28年4月末 住民基本台帳)
- 面積 98.78 km<sup>2</sup> (H27)
- 高齢化率 38.2% (H28. 4)
- 主な名所 江田船山古墳公園(肥後民家村)、田中城跡、豊前街道腹切坂、トンカラリン、体にまつわる8つの神様、三加和温泉、菊水ロマン館、緑彩館
- 主な特産品 米、ナス、たけのこ、スイカ、いちご、ぶどう、みかん、栗、肉用牛、焼酎、日本酒
- 沿革 平成18年3月1日に菊水町と三加和町が合併



大津山公園の冠木門



なんかんまち

# 南関町



豊前街道南関御茶屋跡

## ■概要

熊本県の北西に位置した、山々に囲まれた緑豊かな町です。昔は関所、今は九州縦貫自動車道の南関インターチェンジを有し、古くから交通の要衝として発展してきました。

江戸時代、藩主が参勤交代の際に、宿泊・休憩の場として利用された「豊前街道南関御茶屋跡」は、平成15年8月27日に国の史跡に指定されました。

基幹産業は農業ですが、九州縦貫自動車道南関インターチェンジなどアクセスの良さから近年、企業の進出も進んでいます。また、天然温泉「南の関うから館」や世代間交流を目的とする「交流センター」は町民の憩いの場としてにぎわっています。

## ■目指すまちづくり

～緑豊かな大地に懐かしい故郷がある。

あなたの夢が叶う町なんかん～

歴史と伝統ある文化を継承し、きれいな空気や水に恵まれ、安全安心な食品が育まれる自然環境を生かし、生活のなかにやすらぎと潤いのあるまちを目指します。

高速道路のインターチェンジを有し、九州新幹線の駅が近隣に立地するなど恵まれた条件を生かし、産業・経済活動の発展するまちを目指します。

豊かな自然の中に利便性を併せ持ち、住民とともに暮らしやすいまちづくりに努め、永く住んでいる人も、新しく住む人も、ずっと住み続けたいくなるまちを目指します。

HP <http://www.town.nankan.lg.jp/>

### ◇ 主要施策

- ・定住促進
- ・福祉・保健の充実
- ・農林業の振興
- ・企業誘致・支援
- ・交通・情報通信基盤の整備
- ・教育・文化の充実

### 主要データ

- 人口 10,195人  
(平成28年4月末住民基本台帳)
- 世帯数 4,161世帯  
(平成28年4月末住民基本台帳)
- 面積 68.92km<sup>2</sup> (H26.10)
- 高齢化率 36.1% (H28.4)
- 町の花 つつじ
- 町の木 榎
- 主な名所 南関御茶屋跡、大津山公園、古小代の里公園、官軍本営跡(正勝寺)、ホテルの里公園、旧石井邸(北原白秋生家)
- 主な特産品 南関そうめん、南関あげ、小代焼、タケノコ、竹箸、黒棒
- 沿革 昭和30年4月1日に南関町、賢木村、大原村、坂下村、米富村の5カ町村が合併、町制施行。昭和31年1月1日に旧米富村内三ツ川地区が玉名市に編入

### (3) 都市機能の集積状況

#### ① 行政

玉名市には国や県の機関が集積しており、その多くが圏域のみならず荒尾玉名地域を管轄としています。

〈図表12 国や県の関係機関の集積状況〉

国の機関	玉名市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地方裁判所玉名支部</li> <li>・熊本家庭裁判所玉名支部</li> <li>・玉名簡易裁判所</li> <li>・熊本地方法務局玉名支局</li> <li>・熊本地方検察庁玉名支部</li> <li>・熊本国税局玉名税務署</li> <li>・熊本労働局玉名労働基準監督署</li> <li>・熊本労働局玉名公共職業安定所（ハローワーク玉名）</li> <li>・日本年金機構玉名年金事務所</li> <li>・九州地方整備局菊池川河川事務所玉名出張所</li> <li>・九州農政局玉名横島海岸保全事務所</li> <li>・独立行政法人家畜改良センター熊本牧場</li> </ul>
県の機関	玉名市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県北広域本部玉名地域振興局</li> <li>・熊本県有明保健所</li> <li>・熊本県玉名福祉事務所</li> <li>・熊本県玉名教育事務所</li> <li>・玉名警察署</li> </ul>

#### ② 医療

玉名市は、第二次救急医療機関の公立玉名中央病院、玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センターをはじめ、病院、診療所など医療機関の基盤が最も整っており、和水町にも、第二次救急医療機関の和水町立病院など重要な役割を果たしている医療機関があります。玉東町及び南関町は、診療所を中心に医療が行われています。

〈図表13 病院及び診療所の集積状況〉

	施設数 (施設)	病 院						一 般 診 療 所			歯科診療 所数 (施設)	
		病床数(床)						施設数(施設)				病床数 (床)
		総数	一般	療養	精神	結核	感染症	総数	有床	無床		
玉名市	5	1,024	402	243	379	0	0	66	14	42	220	33
玉東町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	3
和水町	1	91	49	42	0	0	0	6	0	6	0	5
南関町	0	0	0	0	0	0	0	4	1	3	12	5
圏域計	6	1,115	451	285	379	0	0	78	15	53	232	46

出 展：菊池保健所調べ(2016年12月13日現在)



### ③ 福祉

高齢者福祉、児童福祉施設、障がい者福祉施設ともに、玉名市を中心に3町にも一定の事業所が存在し、サービス供給の基盤が整えられている状況です。

〈図表14 福祉施設の状況〉

区 分		玉名市		玉東町		和水町		南関町		圏域 計	
		施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
老人福祉介護 保険施設等	養護老人ホーム	1	50	—	—	—	—	1	50	2	100
	介護老人福祉施設	6	290	1	60	2	160	1	30	10	540
	有料老人ホーム	24	393	1	9	5	72	2	33	32	507
	老人福祉センター	1	—	—	—	1	—	—	—	2	—
	地域包括支援センター	1	—	1	—	1	—	1	—	4	—
	老人憩いの家	1	—	—	—	—	—	1	—	2	—
	介護老人保健施設	5	342	—	—	1	78	—	—	6	420
	介護療養型医療施設	1	111	—	—	1	12	—	—	2	123
	認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)	9	117	1	9	2	27	3	45	15	198
児童福祉施設 等	保育所	20	1,515	2	180	4	303	1	250	27	2,248
	児童館・児童センター	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—
	障害児相談支援	5	—	1	—	1	—	2	—	9	—
	障害児通所支援事業	4	50	—	—	1	10	1	20	6	80
障がい者福祉 サービス事業 所等	居宅介護	12	—	1	—	2	—	3	—	18	—
	重度訪問介護 ※居宅介護と重複	12	—	1	—	2	—	3	—	18	—
	行動援護	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—
	同行援護	3	—	—	—	—	—	1	—	4	—
	短期入所	3	—	—	—	1	—	2	—	6	—
	生活介護	5	85	1	6	1	20	1	10	8	121
	共同生活援助(グループホーム)	6	123	—	—	3	46	1	19	10	188
	自立訓練(生活訓練)	2	16	—	—	—	—	1	10	3	26
	就労移行支援(一般型)	3	18	—	—	—	—	1	6	4	24
	就労継続支援(A型)	7	104	—	—	1	20	—	—	8	124
	就労継続支援(B型)	7	136	1	14	3	50	1	24	12	224
	指定障害者(児)支援施設	2	160	—	—	1	60	2	80	5	300
	一般相談支援	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—
	特定相談支援	6	—	2	—	3	—	2	—	13	—
地域活動支援センター	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—	

出 展: 玉名地域振興局管内概要2016(2016年9月現在)

#### ④ 教育

圏域は、教育機関が比較的充実した地域であり、近年の傾向は、少子化傾向が続くことから小学校の統廃合が進んでいるほか、県立玉名高校附属中学校が平成23年度に開校し、県立南関高校が平成29年3月の卒業生を最後に閉校することになっています。

また、玉名市に集積する高等教育機関は、県立3校、私立2校の5校の高校のほか、教育社会福祉関係の専修学校1校、看護・社会福祉・リハビリテーション・鍼灸スポーツ・口腔保健の5学科を置く看護学部や助産学の専攻科と看護福祉学の大学院を備える大学1校があり、圏域内外から多くの学生が通学しています。

〈図表15 学校及び生徒・学生数の状況〉

(単位:校、人)

	小学校		中学校		高校		専修学校		大学			
	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数		
										学部	専攻科	研究科
玉名市	21	3,476	7	2,010	5	3,028	1	57	1	1,417	5	43
玉東町	2	304	1	138	0	0	0	0	0	0	0	0
和水町	5	416	2	217	0	0	0	0	0	0	0	0
南関町	4	404	1	253	1	40	0	0	0	0	0	0
圏域計	32	4,600	11	2,618	6	3,068	1	57	1	1,417	5	43

出 展:文部科学省「平成27年度学校基本調査」(平成27年5月1日現在)、九州看護福祉大学HP(平成28年5月1日現在)

〈図表16 圏域の学校及び児童・生徒数の推移〉

(単位:校、人)

年度	小学校		中学校	
	校数	児童数	校数	生徒数
平成18年	35	5,729	10	3,098
平成19年	35	5,530	10	3,078
平成20年	35	5,418	10	3,059
平成21年	35	5,282	10	2,966
平成22年	35	5,118	10	2,860
平成23年	35	4,990	11	2,796
平成24年	35	4,872	11	2,731
平成25年	35	4,766	11	2,718
平成26年	32	4,695	11	2,665
平成27年	32	4,600	11	2,618

出 展:文部科学省「学校基本調査」(各年度5月1日現在)

## ⑤ 商業

圏域における大型店舗（売場面積 1,000 m<sup>2</sup>を超える店舗）は、玉名市を中心に集積しています。

〈図表17 大規模小売店舗の集積状況〉

		所在	売場面積(m <sup>2</sup> )
玉名市	1	玉名市大倉	3,490
	2	玉名市高瀬	2,255
	3	玉名市亀甲	8,500
	4	玉名市築地	1,996
	5	玉名市岱明町西照寺	1,251
	6	玉名市横島町横島	
	7	玉名市天水町部田見	2,340
	8	玉名市玉名	3,326
	9	玉名市築地	2,496
	10	玉名市寺田	1,274
	11	玉名市中	2,258
	12	玉名市下	2,001
	13	玉名市玉名	
	14	玉名市中	2,021
	15	玉名市亀甲	7,016
	16	玉名市築地	10,560
	17	玉名市滑石	1,536
南関町	18	南関町大字関町	1,836

出展：各市町調べ(平成28年3月現在、売場面積1,000m<sup>2</sup>超の小売店)

## ⑥ 文化・教養

圏域の文化・教養施設は、1市3町それぞれ公民館を設置するほか、図書館（玉名市3館、南関町1館）や博物館、工芸館など市町の特徴に応じた施設が設置されています。

〈図表18 文化・教養施設の状況〉

	種別	施設名称	所在
玉名市	文化施設	玉名市民会館	玉名市岩崎152-2
		玉名市民図書館	玉名市繁根木88-1
		玉名市岱明図書館	玉名市岱明町野口2129
		玉名市横島図書館	玉名市横島町横島3810
	公民館	玉名市中央公民館	玉名市繁根木88-1
		玉名市岱明町公民館	玉名市岱明町野口2129
		玉名市横島町公民館	玉名市横島町横島3644
博物館	玉名市歴史博物館ころびア	玉名市岩崎117	
玉東町	工芸館	玉東町工芸館	玉東町木葉140-3
	公民館	玉東町中央公民館	玉東町白木1-1
和水町	工芸館	和水町みかわ手漉き和紙の館	和水町板楠70
	公民館	和水町三加和公民館	和水町板楠76
		和水町中央公民館	和水町江田3883-1
南関町	文化施設	南関町立図書館	南関町大字関町1319
		豊前街道南関御茶屋跡	南関町大字関町1141-2
	公民館	南関町公民館	南関町大字関町1324

## ⑦ スポーツ

圏域には、体育館、グラウンド、テニスコート、武道館、弓道場、プールなど、様々な競技を行えるスポーツ施設が図表19のように集積しています。

〈図表19 スポーツ施設の状況〉

	施設名称	主な可能競技
玉名市	桃田運動公園総合体育館 メインアリーナ	ハンドボール、テニス、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	桃田運動公園総合体育館 サブアリーナ	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	横島体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	天水体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	勤労者体育センター	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	岱明B&G海洋センター 体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、武道
	岱明B&G海洋センター プール	水泳
	武道館	剣道、柔道
	天水体育館 武道場	剣道、柔道
	天水相撲場	相撲
	弓道場	弓道
	桃田運動公園 野球場	野球
	蛇ヶ谷公園 野球場	野球
	桃田運動公園 運動広場	陸上、ソフトボール
	岱明中央公園 グラウンド	野球、ソフトボール
	横島グラウンド	野球、ソフトボール
	天水グラウンド	野球、ソフトボール
	蛇ヶ谷公園 テニスコート	テニス
	岱明中央公園 テニスコート	テニス
	天水テニスコート	テニス
桃田運動公園 市民プール	水泳	
菊池川グリーンベルト広場	ラグビー	
菊池川鶴の河原広場	野球、ソフトボール	
玉東町	玉東町町営グラウンド	野球、ソフトボール
	玉東町テニスコート	テニス
	玉東町民体育館	バレーボール、バドミントン
	玉東町武道館	剣道、柔道
	玉東町ふれあいの丘グラウンド	グラウンドゴルフ
和水町	和水町体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ビーチボールバレー
	和水町スカイドーム2000	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ビーチボールバレー、ハンドボール
	和水町弓道場	弓道
	和水町テニスコート	テニス
	和水町総合グラウンド	陸上、野球、ソフトボール
	和水町三加和グラウンド	陸上、野球、ソフトボール
	和水町ふれあい会館	武道、バレーボール、バドミントン、卓球
菊池川白石堰河川広場	グラウンドゴルフ	
南関町	南関町農村広場 野球場	野球、ソフトボール
	南関町農村広場 テニスコート	テニス
	南関町農村広場 弓道場	弓道
	南関町ふれあい広場	卓球、ゲートボール
	南関町B&G海洋センター 体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	南関町B&G海洋センター 大津山グラウンド	
南関町B&G海洋センター プール	水泳	

### 3 圏域の将来像

玉名市と玉東町、和水町及び南関町で形成する「玉名圏域定住自立圏」は、従来から文化、教育、社会経済等の様々な面において地域間に深い繋がりを有しており、近年のモータリゼーションの発達等による住民の日常生活圏の拡がりにより、その結びつきはますます強くなってきています。

このような中、我が国は、少子高齢化の進行とともに本格的な人口減少社会を迎え、地方圏のみならず三大都市圏の人口も減少していく「過密なき過疎」の時代が到来することが予想され、地方圏の将来は極めて厳しい情勢におかれています。

本圏域についても、2013年（平成25年）3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、2010年（平成22年）国勢調査の圏域人口96,906人に対して2040年には69,450人と、実に30年間で27,456人も人口が減少すると推計されています。

本圏域を構成する市町は、圏域住民が日常生活圏を共有していることを踏まえ、お互いの独自性を尊重するとともに、それぞれが役割を分担し連携を図りながら、将来にわたって住み続けるために必要な都市機能や生活機能を確保・充実することで地域の活性化に努めることが求められています。

そこで、圏域が有する「山」、「川」、「海」などの美しく豊かな自然環境で育まれた農林水産業や多様な観光資源などの地域の資源・特性や、九州新幹線・九州自動車道など圏域の経済・産業の発展を支える高速交通網を活かしながら、中心市と関係町との連携によって、暮らしに欠かすことのできない医療・福祉・教育・産業などの“生活機能”と道路・公共交通・観光などの“結びつき・ネットワーク機能”を強化することで、圏域からの人口流出の抑制や圏域内外との人・モノの交流を促進し、圏域の一体的な発展を目指します。

また、圏域の中長期的な将来人口については、玉名圏域定住自立圏の取組の結果実現する将来像のもとで、2040年に79,000人を、そして2060年に70,000人の維持を目標に、高齢者はもとより子育て世代の若者など全ての住民が、“ずっと住み続けたくなる地域”、“元気に安心して暮らすことができる地域”、“愛着と誇りを持てる自立した地域”を創造します。

## 4 定住自立圏共生ビジョンの期間

本共生ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的取組の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、毎年度、所要の見直しを行うものとします。

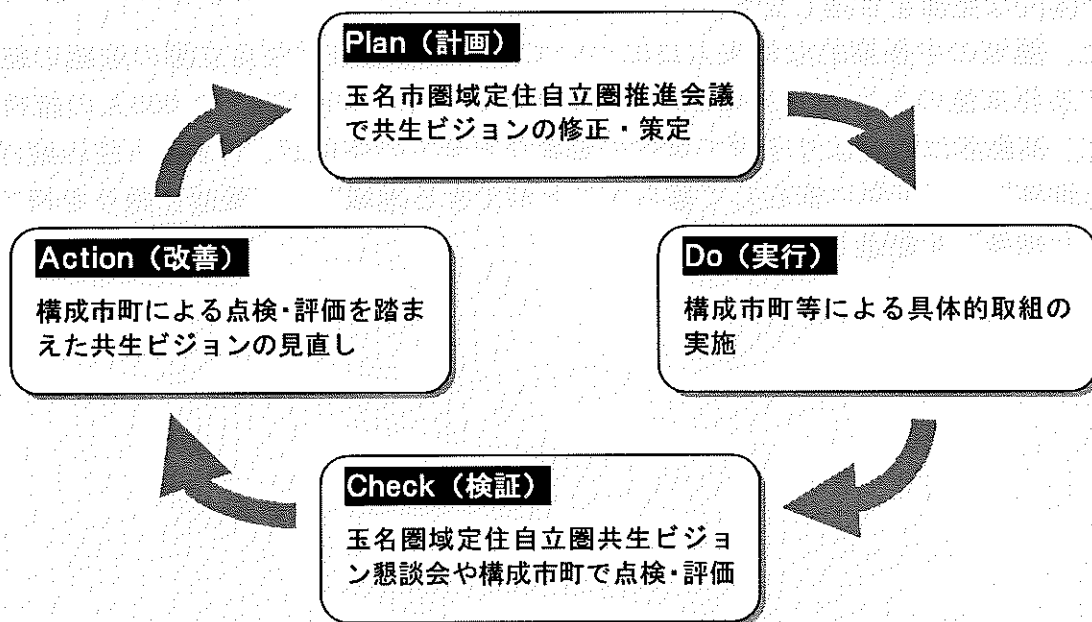
## 5 定住自立圏共生ビジョンの進捗管理

本共生ビジョンは、策定後、定期的に具体的取組の進捗状況を把握するとともに、取組の点検・評価を行い、その結果を反映させていく循環型マネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、毎年度必要に応じて見直しを行います。

また、本共生ビジョンの期間が満了する際は、実施した具体的取組に係る事業の効果などの進捗管理を玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会において、設定した成果指標等の達成状況等を基に検証するものとします。

さらに、検証の結果を踏まえて、次期の共生ビジョンを策定するものとします。

### PDCAサイクル



## 6 定住自立圏形成協定に基づく具体的取組

※ 概算事業費において、「0」は事業費が不要な場合を、「未定」は策定時は事業費が分からない場合を、「―」は事業費の算定が困難な場合を表します。

### 1 生活機能の強化に係る政策分野

#### 1-1 医療

取組項目	①乳幼児健診に従事する専門医の確保と健診の質の向上	関係市町			
協定書の 内 容	乳幼児健診に携わる小児科医が不足している現状を解決するため連携して小児科医の確保に取り組む。 また、健診従事者の研修等健診の質の向上に資する施策に取り組む。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

取組項目	②予防接種業務の連携	関係市町			
協定書の 内 容	予防接種事務の円滑化・適正化を目的とした担当者会議を行い、制度変更への対応や接種率向上に向けた取組を連携して行う。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

#### 1-2 福祉

取組項目	①子育て環境の充実	関係市町			
協定書の 内 容	圏域において、子育て家庭に安心して子どもを育てる環境を創るために、相互利用が可能な事業について広域利用の推進を図る。 また、圏域内で子育て関係の人材育成や子育て関係機関のネットワーク化等に取り組む。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

取組項目	②地域包括ケアの充実	関係市町			
協定書の 内 容	認知症施策の向上や医療介護連携の体制整備を促進するための調査・研究を行う協議会を設け、地域包括ケアの充実に資する取組を推進する。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

### 1-3 教育

取組項目	①圏域内の図書館の相互利用	関係市町			
協定書の 内 容	圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上に取り組む。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

### 1-4 産業振興

取組項目	①新規就農希望者への支援	関係市町			
協定書の 内 容	圏域内における新規就農希望者への支援に取り組む。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

取組項目	②農林水産業に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲及び情報共有	関係市町			
協定書の 内 容	各地区での対策に加え、圏域で連携して農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や被害防止対策に取り組む。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

取組項目	③圏域地場企業への就労支援	関係市町			
協定書の 内 容	地元での就職を望む圏域住民等に対して、圏域内の地場企業を知る機会を提供するなど、連携して就労機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

### 1-5 その他

取組項目	①消費生活相談窓口の体制整備	関係市町			
協定書の 内 容	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保し、圏域内での消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を図る。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町



## 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

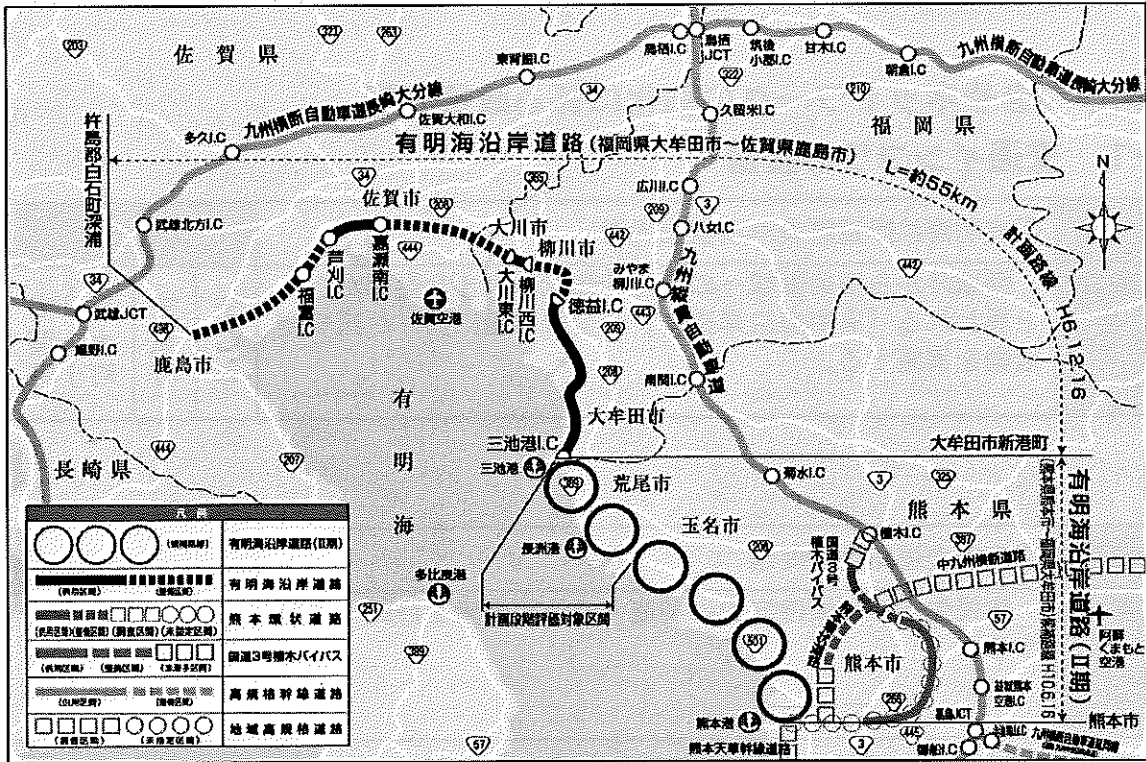
### 2-1 交通インフラの整備

取組項目	①有明海沿岸道路の早期整備促進	関係市町			
協定書の 内 容	圏域外から玉名圏域への観光や物流に大きな影響があると思われる「有明海沿岸道路」の全線開通に向けた諸要望活動を実施する。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

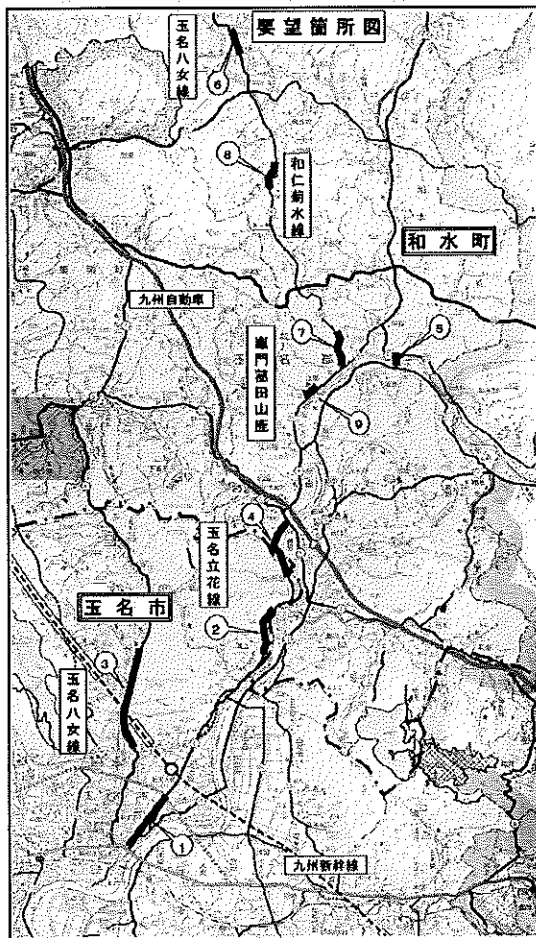
取組項目	②広域の道路整備促進	関係市町			
協定書の 内 容	住民生活の利便性向上に関連する道路整備を計画・実施する。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

(参考：対象道路の位置)

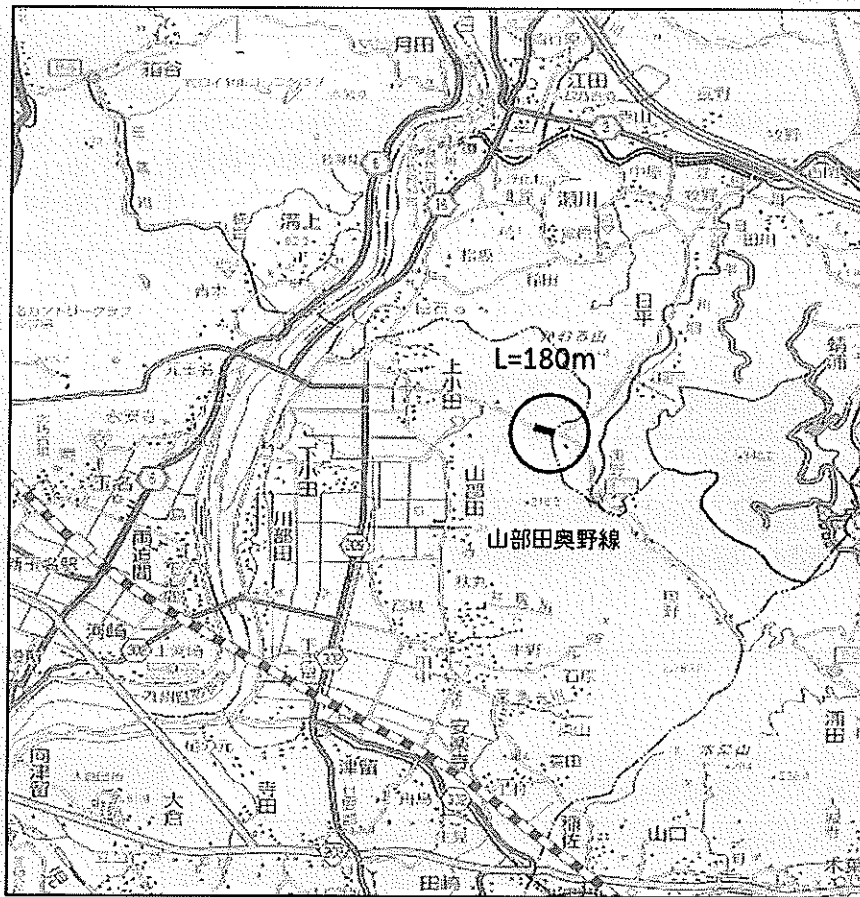
■2-1-①-1 有明沿岸道路の早期整備促進事業関連



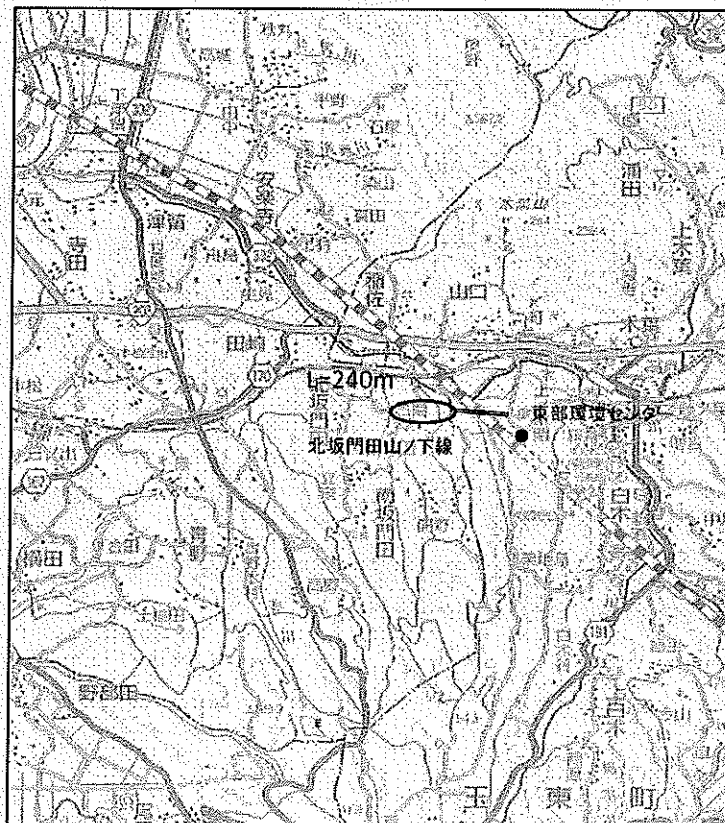
■2-1-②-1 県道「玉名八女線」、「玉名立花線」の道路整備促進事業関連



■2-1-②-2 山部田奥野線（牧野小田線の整備）整備事業関連



■2-1-②-3 東部環境センターへの搬入道路の整備関連



## 2-2 地域公共交通

取組項目	①公共交通の維持、利便性向上及び活性化	関係市町			
協定書の 内 容	持続可能な地域公共交通網の形成に向けた基幹公共交通の機能強化や利便性の向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

## 2-3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組項目	①移住定住の促進	関係市町			
協定書の 内 容	圏域への移住・定住を促進するため、連携して取組を行い、都市部等へ圏域の魅力を情報発信する。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

取組項目	②空き家バンク制度等の圏域活用	関係市町			
協定書の 内 容	圏外からの移住・定住希望者の多様な居住環境の要望に迅速に対応するために、連携近隣自治体間で空き家情報等を共有した上で、希望者に情報提供する。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

## 2-4 観光等の推進

取組項目	①着地型プログラムの形成	関係市町			
協定書の 内 容	圏域の豊かな交流資源の保全と活用を目指し、「滞在型観光」のプログラムを作成し、観光客等の誘致を図る。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

取組項目	②スポーツ合宿等の共同誘致・開催	関係市町			
協定書の 内 容	圏外の趣味の範囲でスポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	

取組項目	③物産館ネットワークの構築	関係市町			
協定書の 内 容	玉名地域の特産品の認知度向上や販路拡大につながる取組について、物産館間における意見交換会等の開催を支援する。	玉 名 市		和 水 町	

### 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### 3-1 圏域内における人材育成

取組項目	①自治体職員合同研修会の実施	関係市町			
協定書の 内 容	圏域内自治体職員の資質向上を図るため、合同での職員研修を行う。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

#### 3-2 その他

取組項目	①行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の共同設置に向けた調査研究事業	関係市町			
協定書の 内 容	行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。	玉 名 市	玉 東 町	和 水 町	南 関 町

## 7 資料

### (1) 玉名圏域定住自立圏形成の経緯

- 玉名市長が定住自立圏構想への取り組みを指示 平成26年4月
- 定住自立圏構想に関する検討会 平成26年5月～  
市町の担当課職員で定住自立圏構想に沿って連携・協力できる取り組み内容を検討。
- 中心市宣言 平成27年7月3日  
平成27年第3回定例会（6月議会）の閉会后、市長が中心市宣言を行う。
- 玉名圏域定住自立圏形成準備会議幹事会 平成27年9月～  
協定内容の検討・調整等を行うため、関係市町の定住自立圏担当部課長で構成。  
必要に応じて随時開催。
- 玉名圏域定住自立圏形成準備会議分科会  
①医療福祉、②子育て、③高齢福祉、④生涯学習、⑤農林水産、⑥防災、⑦商工  
観光、⑧環境、⑨企画、⑩総務、⑪消費生活、⑫建設、の分野毎に「分科会」を設  
置し、連携して取り組む事業を検討。
- 各市町議会において「協定の締結について」議決 平成28年6月～7月
- 玉名圏域定住自立圏形成協定の締結 平成28年8月8日  
1市3町で協定書の合同調印式を行い、協定書を締結。
- 第1回玉名圏域定住自立圏形成推進会議 平成28年8月8日
- 玉名圏域定住自立圏形成推進会議幹事会 平成28年9月～  
共生ビジョンの検討・調整等を行うため、関係市町の定住自立圏担当部課長で構  
成。必要に応じて随時開催。
- 玉名圏域定住自立圏形成推進会議分科会  
①医療福祉、②子育て、③高齢福祉、④生涯学習、⑤農林水産、⑥商工、⑦消費  
生活、⑧建設、⑨企画、⑩観光、⑪総務、の分科会で、定住自立圏で取り組む具体  
的な事業を検討。
- 第1回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会 平成28年9月7日
- 第2回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会 平成29年1月18日
- 第3回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会 平成29年2月13日
- 第2回玉名圏域定住自立圏形成推進会議 平成29年 月 日
- 玉名圏域定住自立圏共生ビジョン策定 平成29年3月

## (2) 中心市宣言

### 中心市宣言

玉東町、南関町、長洲町、和水町及び玉名市からなる玉名圏域は、「10世紀末頃から、現在に近い形での地域分化が進んだ」という記述が『玉名市史・通史篇』に見受けられます。この圏域は、古来より海・山・川の豊かな自然の恩恵を受け続け、暮らしやすい環境に恵まれています。14世紀初め頃には、本市の高瀬津が全国的な交通の港としての機能を持つようになり、近世においては菊池川を利用した舟での物資輸送が盛んに行われるようになったこともあり、玉名郡内の人の往来も活況を呈したようです。明治4年の廃藩置県から始まる地域の編成は、昭和、平成の各時代で繰り返されていますが、圏域内では今日にいたるまで、経済、教育、文化、スポーツ、住民生活など、多くの分野で自治体枠を超えた交流が続いております。

本市では、平成17年10月の1市3町による合併を経て、平成19年に「信頼と勇気ある改革」の基本理念のもと「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」を将来都市像とする「玉名市総合計画」を策定し、市民や事業所と行政による「協働のまちづくり」を進めています。一方、圏域では、昭和45年に市町村合併前の2市8町で有明広域市町村圏協議会が設置されました。その後、圏域内の一部事務組合を複合化し、平成6年に有明広域行政事務組合が設立されたことで、医療・福祉・消防・衛生など幅広い分野で連携・協力の取り組みなど、強い結びつきがあります。

今日、我が国では少子高齢社会が急速に進行している現状に加え、「人口が減少する。」という将来的な見通しがある中、圏域においても圏域外に人口が流出しないよう、その地域的特色を活かしながら、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域をつくる必要となってきます。各自治体の取り組みをより効果的なものとするには、自治体同士の連携をより強化し補うことで、地域住民の暮らしにおいて不足する機能を確保し、圏域全体の社会・経済活動の活性化に寄与する取り組みを行うことが不可欠と考えます。

今後の玉名圏域発展のために、本市が、「定住自立圏」を形成する中心的な役割を担い、圏域自治体の力を結集し、都市機能や生活機能の充実を図ることをもって、圏域住民の郷土愛を育む「いつまでも住みたいまちづくり」の実現を目指し、定住自立圏構想における「中心市」として、率先垂範して取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成27年7月3日

玉名市長 高寄 哲哉

# (3) 玉名圏域定住自立圏形成協定書

## ① 玉名市と玉東町の協定書

**定住自立圏形成協定書**

玉名市（以下「甲」という。）と玉東町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏形成推進条例（平成20年12月26日付け県庁令第9号）施行後）以下「条例」という。）第4(1)に規定する中心市宣言をいう（以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同したとの間において、甲及び乙の区域主体の住み続けの向上及び圏域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、圏域に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次に規定する政策分野における取組について、相互に役割を分担し、協働及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、次の各号に掲げる政策分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 若びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）（事務執行及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力をするものとする。

第5条 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る予算、人員の確保及び費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上で定めるものとする。

（協定の変更）

第6条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上でこれを定めるものとする。

（協定の廃止）

第7条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を相手方に通告するものとする。

- 1 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。
- 2 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（協定）

第7条 この協定に定める事項について協議が生じたときは、甲乙協議の上で定める。

平成28年9月8日

甲 玉名市 市長 103番地  
玉名市  
代表者 玉名市長 **高野哲哉**

乙 玉名郡玉東町大字水鏡759番地  
玉東町  
代表者 玉東町長 **前田裕津行**

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
高齢者福祉の充実	高齢者の生活に支障をきたしている状況を解消するための取組に努めることとする。	乙及び関係機関と連携して、地域に根ざした高齢者の生活の向上に取り組む。	甲と連携し、地域に根ざした高齢者の生活の向上に取り組む。
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図り、子育て世代の生活の向上を図る。	甲及び関係機関と連携して、子育て世代の生活の向上に取り組む。	甲と連携し、子育て世代の生活の向上に取り組む。
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図り、子育て世代の生活の向上を図る。	甲及び関係機関と連携して、子育て世代の生活の向上に取り組む。	甲と連携し、子育て世代の生活の向上に取り組む。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図り、子育て世代の生活の向上を図る。	甲及び関係機関と連携して、子育て世代の生活の向上に取り組む。	甲と連携し、子育て世代の生活の向上に取り組む。
子育て支援の充実	子育て支援の充実を図り、子育て世代の生活の向上を図る。	甲及び関係機関と連携して、子育て世代の生活の向上に取り組む。	甲と連携し、子育て世代の生活の向上に取り組む。

3 教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
教育の充実	教育の充実を図り、教育の向上を図る。	甲及び関係機関と連携して、教育の向上に取り組む。	甲と連携し、教育の向上に取り組む。

4 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
産業振興	産業振興を図り、産業の向上を図る。	甲及び関係機関と連携して、産業の向上に取り組む。	甲と連携し、産業の向上に取り組む。

5 その他



取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談窓口の体制整備	地域における消費生活に関する安心・安全を確保し、地域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費生活に関する啓発活動を行い、相談（問）員の育成向上を図る。	乙と連携し、地域内で消費生活相談が円滑に実施できるように、消費生活に関する啓発活動を行い、相談（問）員の育成向上を図る。	甲と連携し、地域内で消費生活相談が円滑に実施できるように、消費生活に関する啓発活動を行い、相談（問）員の育成向上を図る。

別表第2（第3条関係）  
結びつきやネットワークの強化に係る最優分野

1. 交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
有期道路の整備	地域内から主要道路への観光や通勤に大きな影響があると見られる「有期道路」の整備に向けた関係機関との連携を図る。	乙及び近隣自治体と連携して、「有期道路整備」の本業推進に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。	甲と連携し、「有期道路整備」の本業推進に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。
広域の道路整備	住民生活の利便性向上に貢献する道路整備を計画・実施する。	乙及び関係機関と連携し、住民生活の利便性向上に貢献する道路整備を計画・実施する。	甲及び関係機関と連携し、住民生活の利便性向上に貢献する道路整備を計画・実施する。

2. 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
公共交通の維持・向上	地域内公共交通の維持・向上を図るため、関係機関と連携し、道路整備や道路拡充、維持・実施する。	乙及び近隣自治体並びに交通事業者等の協力を図り、道路整備や道路拡充の推進を図る。	甲及び近隣自治体並びに交通事業者等の協力を図り、道路整備や道路拡充の推進を図る。

3. 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
移住促進	圏域への移住・定住を促進するため、移住に関する情報を提供し、移住の魅力を発信する。	乙及び関係機関と連携して、移住に関する情報を提供し、移住の魅力を発信する。	甲及び関係機関と連携して、移住に関する情報を提供し、移住の魅力を発信する。

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光客の受け入れ体制の整備	観光客の受け入れ体制を整備し、観光客の滞在体験を向上させる。	乙及び関係機関と連携し、観光客の受け入れ体制を整備し、観光客の滞在体験を向上させる。	甲及び関係機関と連携し、観光客の受け入れ体制を整備し、観光客の滞在体験を向上させる。

別表第3（第3条関係）  
圏域マネジメント能力の強化に係る最優分野

1. 圏域内における人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
人材育成	圏域内自治体職員等の能力向上を図るため、研修等の実施を行う。	圏域の職員向上を図ることを中心として、乙の職員研修等に乙の職員が参加する機会を提供する。	職員の実践向上を図ることを中心として、甲が実施する職員研修に乙の必要に応じて職員が参加させる。



2. その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
行政不届実態調査	行政不届実態調査を実施し、行政不届実態の把握を行う。	乙及び近隣自治体と連携して、行政不届実態調査を実施し、行政不届実態の把握を行う。	甲と連携して、行政不届実態調査を実施し、行政不届実態の把握を行う。

4. 観光振興の推進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光振興プログラムの作成	観光振興プログラムの作成を行い、観光客の滞在体験を向上させる。	乙及び関係機関と連携し、観光振興プログラムの作成を行い、観光客の滞在体験を向上させる。	甲及び関係機関と連携し、観光振興プログラムの作成を行い、観光客の滞在体験を向上させる。
スポーツ等による観光振興	スポーツ等による観光振興を実施し、観光客の滞在体験を向上させる。	乙及び関係機関と連携し、スポーツ等による観光振興を実施し、観光客の滞在体験を向上させる。	甲及び関係機関と連携し、スポーツ等による観光振興を実施し、観光客の滞在体験を向上させる。

## ② 玉名市と和水町の協定書

(協定)	(協定)
<p style="text-align: center;"><b>定住自立圏形成協定書</b></p> <p>玉名市（以下「甲」という。）と和水町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。</p> <p><b>（目的）</b></p> <p>第1条 この協定は、中心市街地（定住自立圏増進推進条例（平成20年12月26日執行）第3条第2号第1項第2号第1号）以下「条例」という。）第4項に規定する中心市街地をいう。以下同じ。）を行なった甲と甲が行った中心市街地に賛同した乙との間において、甲及び乙の区域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。</p> <p><b>（基本方針）</b></p> <p>第2条 甲及び乙は、協定に定める目的の達成のために定住自立圏を形成し、次に規定する政策分野における取組について、相互に役割を分担し、協働及び連携を図り、共同し、又は補充し合うこととする。</p> <p><b>（連携する政策分野等）</b></p> <p>第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び取組回数に係る甲及び乙の役割は、次の各号に掲げる政策分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 生涯学習の強化に係る政策分野：別表第1</p> <p>(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野：別表第2</p> <p>(3) 圏域マネジメント機能の強化に係る政策分野：別表第3</p> <p><b>（事務執行及び費用負担）</b></p> <p>第4条 甲及び乙は、協定に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。</p> <p>2. 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担について、相互の負担の割合を協議し、その結果、甲乙協働の上で定めるものとする。</p> <p><b>（協定の変更）</b></p> <p>第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上でこれを定めるものとする。</p> <p><b>（協定の廃止）</b></p> <p>第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ協定の趣意を基として、その旨を他方に通告するものとする。</p> <p>2. 前項の規定による通告は、無効の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。</p> <p>3. この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。</p>	<p><b>（協定）</b></p> <p>第7条 この協定に定める事項について協働が生じたときは、甲乙協働の上で定める。</p> <p>この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保存する。</p> <p>平成28年 9月 9日</p> <p>甲 玉名市 玉名市 163番地 代表者 玉名市長 </p> <p>乙 玉名市和水町 和水町 388番地 代表者 和水町長 </p>

別表第1（第3条関係）		別表第2（第3条関係）		別表第3（第3条関係）	
生涯学習の強化に係る政策分野					
1. 区域					
取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割	甲の役割	乙の役割
乳幼児保育の充実	乳幼児保育に関する取組が充実している取組を実施するための連携して小児科医の確保に努む。	乙及び関係機関と連携して、取組に係る小児科医の確保及び確保の費用の負担に努む。	甲と連携し、圏域に係る小児科医の確保及び確保の費用の負担に努む。	甲と連携し、圏域に係る小児科医の確保及び確保の費用の負担に努む。	甲と連携し、圏域に係る小児科医の確保及び確保の費用の負担に努む。
子育て支援	子育て支援サービスの向上を図る。また、子育て支援サービスの向上を図る取組に努む。	乙及び関係機関と連携して、子育て支援サービスの向上に向けた取組・取組及び実施を行う。	甲及び関係機関と連携して、子育て支援サービスの向上に向けた取組・取組及び実施を行う。	甲及び関係機関と連携して、子育て支援サービスの向上に向けた取組・取組及び実施を行う。	甲及び関係機関と連携して、子育て支援サービスの向上に向けた取組・取組及び実施を行う。
2. 福祉					
取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割	甲の役割	乙の役割
子育て支援の充実	子育て支援サービスの向上を図る。また、子育て支援サービスの向上を図る取組に努む。	甲が実施する子育て支援サービスのうち、区域利用が可能な事項については、乙との連携をもちつつ事業展開を図る。また、乙及び子育て支援関係機関との連携を強化し、子育て支援サービスの充実を図る。また、圏域内で子育て支援の充実を図る取組を実施し、乙及び関係機関と連携して、子育て支援サービスの向上に向けた取組・取組及び実施を行う。	乙が実施する子育て支援サービスのうち、区域利用が可能な事項については、甲との連携をもちつつ事業展開を図る。また、甲及び子育て支援関係機関との連携を強化し、子育て支援サービスの充実を図る。また、圏域内で子育て支援の充実を図る取組を実施し、甲及び関係機関と連携して、子育て支援サービスの向上に向けた取組・取組及び実施を行う。	甲が実施する子育て支援サービスのうち、区域利用が可能な事項については、乙との連携をもちつつ事業展開を図る。また、乙及び子育て支援関係機関との連携を強化し、子育て支援サービスの充実を図る。また、圏域内で子育て支援の充実を図る取組を実施し、乙及び関係機関と連携して、子育て支援サービスの向上に向けた取組・取組及び実施を行う。	乙が実施する子育て支援サービスのうち、区域利用が可能な事項については、甲との連携をもちつつ事業展開を図る。また、甲及び子育て支援関係機関との連携を強化し、子育て支援サービスの充実を図る。また、圏域内で子育て支援の充実を図る取組を実施し、甲及び関係機関と連携して、子育て支援サービスの向上に向けた取組・取組及び実施を行う。
地域包括ケアの充実	認知症施策の向上や医療介護連携の強化を図る。	認知症施策の向上や医療介護連携の体制整備を図るための取組・取組を実施する。	甲の主導する協議会に参画し、甲及び関係機関と連携して必要な取組を	甲の主導する協議会に参画し、甲及び関係機関と連携して必要な取組を	甲の主導する協議会に参画し、甲及び関係機関と連携して必要な取組を



### ③ 玉名市と南関町の協定書

定住自立圏形成協定書

玉名市（以下「甲」という。）と南関町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏形成推進要綱（平成20年12月26日付け総行第383号総務事務次官通知、以下「要綱」という。）第4項に規定する中心市宣言をいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同したとの間において、甲及び乙の区域全体の住民生活の向上及び地域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次に規定する政策分野における協働について、相互に役割を分担し、協働及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次に掲げることとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、次の各号に掲げる政策分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めることとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野：別添第1

(2) 若ひつきやネットワークの強化に係る政策分野：別添第2

(3) 観光マネジメント能力の強化に係る政策分野：別添第3

（事業執行及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事業の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

第5条 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事業、人員の確保及び費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その程度、甲乙協議の上で定めるものとする。

（協定の更新）

第6条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上でこれを定めるものとする。

（協定の廃止）

第7条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を協定に通告するものとする。

第8条 前項の協定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

第9条 この協定は、第1項の協定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（協定）  
第7条 この協定に定める事項について異議が生じたときは、甲乙協議の上で定める。

この協定の定として、本書2通を作成し、甲乙総務課長印の上、各自の1通を保有する。

平成29年9月9日

甲 玉名市市長 163番地  
玉名市  
代表者 玉名市長 高岸哲哉

乙 玉名市南関町大字南関町1316番地  
南関町  
代表者 南関町長 佐藤安彦

別添第1（第3条関係）  
生活機能の強化に係る政策分野

1. 医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
乳がん検診の促進	乳がん検診における乳がん検診が不足している地域を解消するため連携して小児と婦人の健康の向上を図る。	乙及び関係機関と連携して、検診に係る小児科医の確保及び検診の質の向上に取り組む。	甲と連携し、検診に係る小児科医の確保及び検診の質の向上に取り組む。
予防接種率の向上	乳がん検診の促進と連携して、乳がん検診の質の向上を図る。	乙及び関係機関と連携して、予防接種率の向上を図る。	甲と連携し、検診に係る小児科医の確保及び検診の質の向上に取り組む。
予防接種率の向上	乳がん検診の促進と連携して、乳がん検診の質の向上を図る。	乙及び関係機関と連携して、予防接種率の向上を図る。	甲と連携し、検診に係る小児科医の確保及び検診の質の向上に取り組む。

2. 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て支援	子育て支援の充実を図る。子育て支援の充実を図る。子育て支援の充実を図る。	甲が実施する子ども子育て支援等に関する事業を推進し、子育て支援の充実を図る。	乙が実施する子ども子育て支援等に関する事業を推進し、子育て支援の充実を図る。
高齢者の生活	高齢者の生活の向上を図る。高齢者の生活の向上を図る。高齢者の生活の向上を図る。	甲が実施する高齢者の生活の向上を図る事業を推進し、高齢者の生活の向上を図る。	乙が実施する高齢者の生活の向上を図る事業を推進し、高齢者の生活の向上を図る。
地域おこし	地域おこし活動の推進を図る。地域おこし活動の推進を図る。地域おこし活動の推進を図る。	甲が実施する地域おこし活動の推進を図る事業を推進し、地域おこし活動の推進を図る。	乙が実施する地域おこし活動の推進を図る事業を推進し、地域おこし活動の推進を図る。

3. 教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域内の教育	地域内の教育の向上を図る。地域内の教育の向上を図る。地域内の教育の向上を図る。	乙及び関係機関と連携して、地域内の教育の向上を図る。	甲と連携して、地域内の教育の向上を図る。

4. 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
新規就業者の確保	新規就業者の確保を図る。新規就業者の確保を図る。新規就業者の確保を図る。	就業に係る情報提供先を確保し、及び確保し、乙が実施する事業を推進し、新規就業者の確保を図る。	乙の区域内において就業に係る情報提供先を確保し、及び確保し、甲と連携して、新規就業者の確保を図る。
農林水産物の生産	農林水産物の生産の向上を図る。農林水産物の生産の向上を図る。農林水産物の生産の向上を図る。	乙が実施する農林水産物の生産の向上を図る事業を推進し、農林水産物の生産の向上を図る。	甲と連携して、農林水産物の生産の向上を図る。
産業振興	産業振興の推進を図る。産業振興の推進を図る。産業振興の推進を図る。	甲が実施する産業振興の推進を図る事業を推進し、産業振興の推進を図る。	乙が実施する産業振興の推進を図る事業を推進し、産業振興の推進を図る。

5. その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費者生活情報窓口の併設設置	地域における消費者生活に関する安心・安全を確保し、地域内で消費者生活情報窓口を設置できるように、消費者生活情報窓口の併設設置の取組を進めようとする。	乙と連携し、地域内で消費者生活情報窓口の併設設置を進めようとする。	甲と連携し、地域内で消費者生活情報窓口の併設設置を進めようとする。

別表第2 (第3条関係)  
防びつきやネットワークの強化に係る取組方針

1. 交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
有明駅周辺地域の交通改善	有明駅周辺地域の交通改善を図る。	乙及び近隣自治体と連携して、「有明駅周辺地域の交通改善」の取組を進めようとする。	甲と連携し、「有明駅周辺地域の交通改善」の取組を進めようとする。
広域の道路整備	他府県との連携を図り、広域の道路整備を進めようとする。	乙及び近隣自治体と連携し、他府県との連携を図り、広域の道路整備を進めようとする。	甲と連携し、他府県との連携を図り、広域の道路整備を進めようとする。

2. 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
公共交通の活性化	公共交通の活性化を図る。	乙及び近隣自治体と連携し、公共交通の活性化を図る。	甲及び近隣自治体と連携し、公共交通の活性化を図る。

3. 圏域内外の住居との交流及び移住の促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
移住定住の促進	移住定住の促進を図る。	乙及び近隣自治体と連携し、移住定住の促進を図る。	甲及び近隣自治体と連携し、移住定住の促進を図る。

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
空き家バンク制度等の取組	空き家バンク制度等の取組を進めようとする。	乙及び近隣自治体と連携し、空き家バンク制度等の取組を進めようとする。	甲及び近隣自治体と連携し、空き家バンク制度等の取組を進めようとする。

別表第3 (第3条関係)  
圏域マネジメント能力の強化に係る取組方針

1. 圏域内における人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
自治体職員研修	自治体職員研修を実施する。	圏域内の自治体職員研修を実施する。	圏域内の自治体職員研修を実施する。

2. その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
行政不透明感の解消	行政不透明感の解消を図る。	乙及び近隣自治体と連携し、行政不透明感の解消を図る。	甲と連携し、行政不透明感の解消を図る。

4. 観光等の促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光振興プログラムの実施	観光振興プログラムの実施を進めようとする。	乙及び近隣自治体と連携し、観光振興プログラムの実施を進めようとする。	甲及び近隣自治体と連携し、観光振興プログラムの実施を進めようとする。

## (4) 玉名圏域定住自立圏形成会議規約

### 玉名圏域定住自立圏形成推進会議規約

#### (名称)

第1条 本会議は、玉名圏域定住自立圏形成推進会議（以下「推進会議」という。）という。

#### (目的)

第2条 推進会議は、玉名市、玉東町、和水町及び南関町（以下「構成市町」という。）が定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）における定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）に基づく事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

#### (組織及び所掌事務)

第3条 推進会議は、構成市町の市長及び町長を委員として組織する。

- 2 推進会議に会長を置き、玉名市長をもってこれに充てる。
- 3 推進会議の会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、合意形成を図るものとする。
  - (1) 共生ビジョンに関すること。
  - (2) その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること。

#### (会議)

第4条 推進会議は、推進会議の会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 推進会議の会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

#### (幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成市町の広域行政を所掌する部長又は課長をもって構成する。
- 3 幹事会に会長を置き、玉名市企画経営部長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会は、幹事会の会長が招集し、会議の議長は、幹事会の会長がこれにあたる。
- 5 幹事会は、次に掲げる事項について協議し、及び調整するものとする。
  - (1) 推進会議又は共生ビジョン懇談会に付議すべき事項に関すること。
  - (2) 推進会議からの指示事項又は共生ビジョン懇談会からの指摘事項に関すること。
  - (3) 共生ビジョンに基づく事業の執行に関すること。
  - (4) その他幹事会において必要と認めた事項
- 6 幹事会の会長は、必要に応じ、幹事会の構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

#### (分科会)

第6条 幹事会に分科会を置く。

- 2 分科会は、担任事項に関連する構成市町の職員をもって構成する。
- 3 分科会に会長を置き、分科会を構成する職員の互選により選任する。

- 4 分科会に副会長を置くことができる。
- 5 分科会は、担当事務について調査し、研究し、及び立案するものとする。
- 6 分科会の会長は、必要に応じ、分科会の構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議、幹事会及び分科会の事務局は、玉名市に置く。

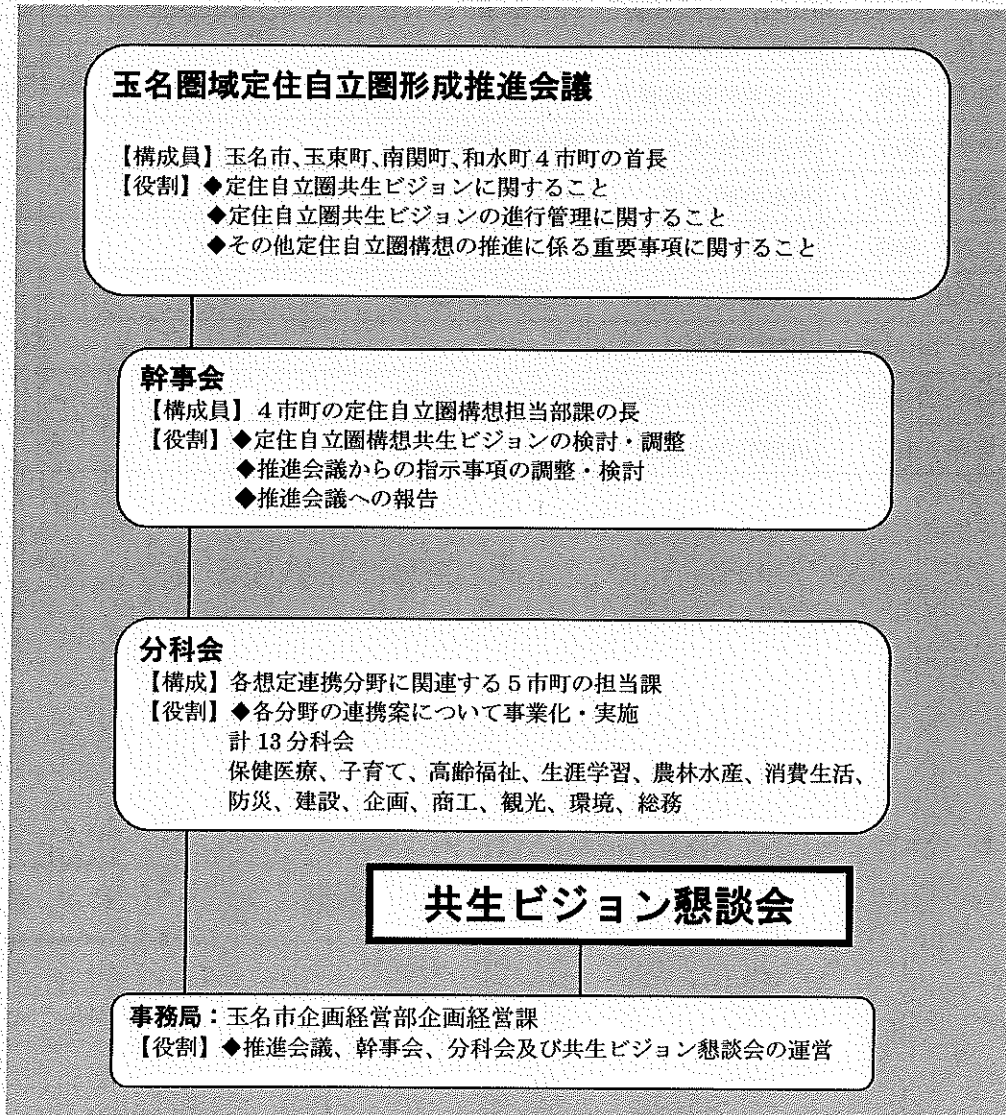
(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、玉名圏域定住自立圏形成の推進に関する事務の必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成28年8月8日から施行する。

## (5) 玉名圏域定住自立圏形成会議推進体制



## (6) 玉名圏域定住自立圏形成ビジョン懇談会委員名簿

※ 任期：平成28年9月7日から平成30年9月6日まで  
 ※ 順不同

	氏名	備考（所属、勤務先等）	備考
1	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部	会長
2	島崎 剛	社会福祉法人東翔会 総合ケアセンターたいめい苑	委員
3	平山 晴章	玉名郡市医師会	委員
4	松本 秀藏	学校法人松本学園	委員
5	早川 みどり	玉名商工会議所	委員
6	柿添 克也	一般社団法人玉名観光協会	委員
7	堤 幸治	玉名農業協同組合	委員
8	村上 本松	有害鳥獣捕獲隊	委員
9	城戸 秀徳	産交バス株式会社 玉名営業所	委員
10	上村 聖一	玉東町嘱託員会	委員
11	児玉 富男	元玉東町総務課長	副会長
12	中嶋 範子	社会福祉法人玉東町社会福祉協議会	委員
13	平山 正光	和水町商工会	委員
14	上原 泰臣	JAたまな青壮年部	委員
15	本田 茂	社会福祉法人和水町社会福祉協議会	委員
16	立山 比呂志	南関町猟友会	委員
17	大木 千恵美	社会福祉法人南関町社会福祉協議会	委員
18	塩塚 慶子	南関町民生委員	委員